

茨城県で初めてとなる「森林整備推進協定」を締結しました。



〔常陸太田市〕

平成28年2月24日、常陸太田市役所において、常陸太田市、茨城県県北農林事務所、常陸太田市森林組合及び茨城森林管理署の4者による「常陸太田地域森林整備推進協定」の調印式が行われ、茨城県内で初となる「森林整備推進協定」が締結されました。



〔茨城県〕

本協定は、平成25年5月から検討を開始し、関係者による現地検討会や打合せ会議を積み重ね、このたび4者で森林共同施業団地を設定し、連携して森林整備を進めていくことで合意され、調印する運びとなりました。

常陸太田市は、森林資源の豊富な県北地域に位置しており、今後、本協定に基づいて協定者が連携して森林整備を推進するとともに、林業生産の低コスト化や木材の安定供給体制の整備、需要拡大などに取り組んでいくこととしています。

協定の対象地域は、常陸太田市東部に位置する民有林と国有林を合わせた面積824haで、作業道の整備や間伐などを一体的に実施する「森林共同施業団地」を設定し、協定の実施計画では、間伐等の面積297.84ha、作業道整備4,050m、木材生産量約27,000m³程度を見込んでいます。計画期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までとなっています。

今回の協定による取り組みをモデルとして管内の他市町においても民有林と連携した森林整備を進め、地域の森林・林業の活性化に向けて取り組んでまいります。



〔常陸太田市森林組合〕



〔茨城森林管理署〕



記念撮影（左から森林組合長、市長、県北農林事務所長、署長）



署長挨拶